

平成 31 年度(2019 年度)

松戸市省エネルギー住宅等普及 促進事業費補助金のご案内

1 申請要件

- (1) 自ら居住するものとして本市の住民基本台帳に記載されている住所に補助対象住宅を購入又は改修等をしたこと。
- (2) 補助対象住宅の共有者がいる場合は、全ての共有者の間で同意が取れていること。
- (3) 再生可能エネルギーにあつては、電気事業者と当該設備により発電した電気に係る特定契約を締結していること。
- (4) 本市に居住し、かつ、住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)に基づく本市の住民基本台帳に記載されていること。
- (5) 市税を滞納していないこと。
- (6) 松戸市暴力団排除条例(平成 24 年松戸市条例第 2 号)第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等でないこと。

2 申請受付期間及び方法

平成 31 年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

※ 申請は受付順で、予算枠に達した時点で終了 します。また、申請は環境政策課へ行うこととし、支所等での受付は行いません。

3 補助対象住宅の補助対象日

補助対象となる住宅は、申請日において、補助対象住宅の工事が完了した日又は引渡しを受けた日の翌日から起算して 1 年以内 のものです。

4 補助対象住宅の要件及び補助金の額

対象住宅	要件	補助金の額
ゼロエネルギー住宅 (ZEH)	国の ZEH ロードマップフォローアップ委員会とりまとめにおいて定義される「ZEH (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)」、「ZEH+」、「Nearly ZEH (準ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)」、「Nearly ZEH+」、「ZEH Oriented (ゼロ・エネルギー・ハウス指向型住宅)」の促進に係る、国が実施する補助事業の補助対象となる住宅又は一般財団法人建築環境・省エネルギー機構の建築環境総合性能評価システム戸建評価認証(CASBEE 戸建評価認証)において戸建ての環境効率ランクが S であるもの。	補助対象住宅の購入又は改修等に要した額とし、その額が 200,000 円を超えるときは、200,000 円。
ライフサイクルカーボンマイナス住宅 (LCCM)	一般財団法人建築環境・省エネルギー機構からライフサイクルカーボンマイナス住宅の認定を受けているもの。	補助対象住宅の購入又は改修等に要した額とし、その額が 800,000 円を超えるときは、800,000 円。

※ 補助対象住宅の購入又は改修等に係る費用の算出に当たっては、消費税及び地方消費税相当額を控除する。

※ 補助金額に 1,000 円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額とする。

《参考》

・「ZEH ロードマップフォローアップ委員会とりまとめ(平成 30 年 5 月)」別表 ZEH シリーズの定義(P.28)

http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/zeh/pdf/roadmap-fu_report2018.pdf

・「一般財団法人建築環境・省エネルギー機構」

<http://www.ibec.or.jp>

5 交付申請に必要な書類

松戸市省エネルギー住宅等普及促進事業費補助金交付申請書に必要な書類を添付の上、提出してください。

添付書類	記載要件ほか
同意書	市長が住民基本台帳法に基づく記録を確認すること及び納税状況を確認することに同意することを示す書類。同意書を提出しない場合は、別途、ご相談ください。
補助対象住宅(ゼロエネルギー住宅又はライフサイクルカーボンマイナス住宅)であることを証する書類	国補助金の交付決定通知書及び額の確定通知書の写し、同補助金の補助対象となることを証する書類又は一般財団法人建築環境・省エネルギー機構が発行する認証等を証する書類の写し。
補助対象住宅の購入又は改修等に係る費用の内訳が記載された契約書等の写し	工事完了(予定)日、経費及び導入設備等の型式等が記載されている契約書等の写し。ただし、契約書等にこれらの事項が記載されていない場合は、当該契約の内訳書又は見積書等に記載があるものを併せて提出すること。
補助対象住宅の購入又は改修等に係る領収書の写し	当該補助対象住宅に係る但し書きが明記されていること。
補助対象住宅の工事実施状況等を確認できる写真	当該補助対象住宅の工事前、工事中及び工事後の状況が撮影されているもの。
電気に係る特定契約の締結を証する書類(写し)	(※再生可能エネルギーによる発電システムを導入する場合のみ) 例：【東京電力パワーグリッド(株)の場合】 発電者等へ送付される「特定契約締結完了のお知らせ」(メール)の写し、「購入実績お知らせサービス」の写し等、東京電力(株)が申請者等から電力購入をしていることが分かる書類

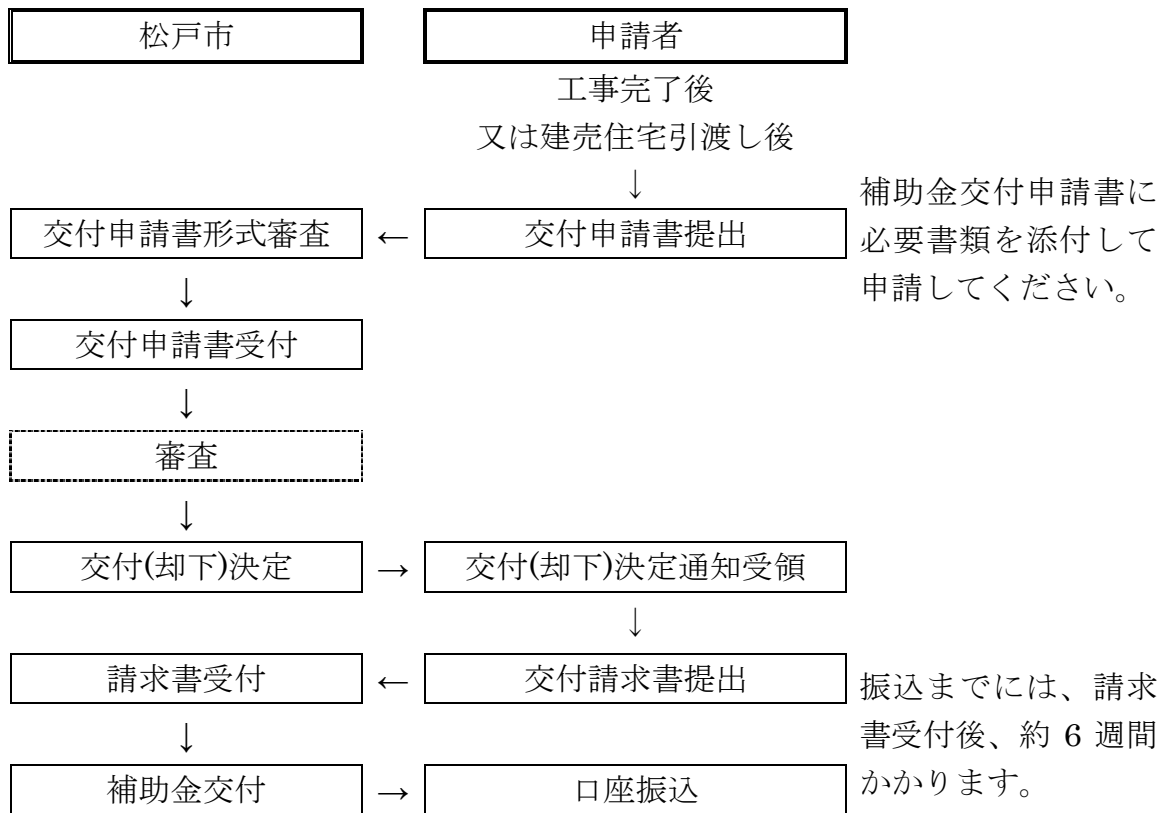
※ 併せて松戸市省エネルギー住宅等普及促進事業費補助金交付請求書もご提出ください(請求書をご提出いただいても、交付決定を約束するものではありません)。

※ 交付申請書、同意書、交付請求書の押印には、必ず同じ印鑑を使用してください。

6 その他

必要に応じて、効果等に関する資料の提出を求めることがあります。

※ 松戸市省エネルギー住宅等普及促進事業費補助金手続きの流れ



何かご不明な点などは、下記までお問い合わせください。

【申請先・問い合わせ先】

松戸市 環境部 環境政策課(市役所新館 6 階)

TEL : 047-366-7089

FAX : 047-366-8114

平成 31 年 4 月 1 日作成